芦屋市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(6) (省略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和3 7年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の 障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2 項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第7条の6第11項に規 定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第13条 第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項 第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を 含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」 という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の 各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項 の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額と

現行

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(6) (省略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和3 7年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の 障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2 項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職し た者(第13条第1項各号に掲げる者<u>を含む</u>。)に対する退職手当の基 本額は、<u>その者が</u>次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規 定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める 割合を乗じて得た額とする。

(省略)

改正案	現行
する。	
(1)~(3) (省略)	(1)~(3) (省略)
(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本	(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本
額)	額)
第4条の2 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて,次に掲げ	第4条の2 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(芦屋市職
るものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の	員の定年等に関する条例(昭和 59 年芦屋市条例第 4 号。以下「定年
<u>勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた</u> 割合を乗じて得た額の合計	条例」という。) 第2条の規定により退職した者(定年条例第4条
額とする。	第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来に
	より退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勧奨を
	受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限
	る。) に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給
	料月額(以下「退職日給料月額」という。)に,その者の勤続期間
	<u>を次の各号に区分して、当該各号に掲げる</u> 割合を乗じて得た額の合
	計額とする。
(1) 芦屋市職員の定年等に関する条例(昭和59年芦屋市条例第4	(1) 1年以上 10年以下の期間については,1年につき 100分の 125
号。以下「定年条例」という。)第2条の規定により退職した者	
(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長	
された期限の到来により退職した者を含む。)_	
(2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難と	(2) 11 年以上 15 年以下の期間については,1 年につき 100 分の
する理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの	<u>137. 5</u>
(3) 第7条の6第11項に規定する認定(同条第1項第1号に係る	(3) 16年以上24年以下の期間については,1年につき100分の200
ものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき	
期日に退職した者	

2 (省略)

- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) <u>11 年以上 15 年以下の期間については</u>, 1 年につき 100 分の 137.5
 - (3) 16 年以上 24 年以下の期間については, 1 年につき 100 分の 200 (25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
- 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額 に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて 得た額の合計額とする。

- (1) <u>25年以上勤続し、定年条例第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</u>
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) <u>第7条の6第11項に規定する認定</u>(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若し くは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長 の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25 年以上勤続して退職した者(定年条例第2条の規定により退職した 者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長 された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違に よることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承 認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料 月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げ る割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

改正案	現行
(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者	(4) <u>35年以上の期間については,1年につき100分の105</u>
<u>(5)</u> 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続す	
ることを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承	
認を得たもの	
(6) 25年以上勤続し、第7条の6第11項に規定する認定(同条第1項	
第1号に係るものに限る。) を受けて同条第16項第3号に規定する	
退職すべき期日に退職した者	
2 (省略)	2 (省略)
3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次	
<u>のとおりとする。</u>	
(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150	
(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165	
(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180	
(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105	
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)	(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
第6条 第4条の2第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)	第6条 第5条第1項に規定する者のうち、定年に <u>達する日前</u> までに
に規定する者のうち、定年に <u>達する日から6月前</u> までに退職した者	退職した者であつて、その勤続期間が <u>25 年</u> 以上であり、かつ、その
であつて、その勤続期間が 20年以上であり、かつ、その年齢が退職	年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から <u>10</u>
の日において定められているその者に係る定年から <u>15 年</u> を減じた	<u>年</u> を減じた年齢以上であるものに対する <u>同項</u> 及び前条第1項の規定
年齢以上であるものに対する <u>第4条の2第1項</u> ,第5条第1項及び	の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ
前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中	る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読	る。
み替えるものとする。	
読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句	読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句

$^{\circ}$	
4	
[
\circ	

	改正案			現 行	-
第4条の2第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料	第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料
及び第5条第1項		月額に退職の日において定めら			月額に退職の日において定めら
		れているその者に係る定年と退			 れているその者に係る定年と退
		職の日におけるその者の年齢と			職の日におけるその者の年齢と
		の差に相当する年数1年につき <u>1</u>			の差に相当する年数1年につき <u>1</u>
		00分の3(退職の日において定め			<u>00分の2</u> を乗じて得た額の合計
		られているその者に係る定年と			額
		退職の日におけるその者の年齢			
		との差に相当する年数が1年で			
		ある職員にあつては,100分の2)			
		を乗じて得た額の合計額			
第5条の2第1項	及び特定減額前給料月	並びに特定減額前給料月額及び	第5条の2第1項	及び特定減額前給料	並びに特定減額前給料月額及び
第1号	額	特定減額前給料月額に退職の日	第1号	月額	特定減額前給料月額に退職の日
		において定められているその者			において定められているその者
		に係る定年と退職の日における			に係る定年と退職の日における
		その者の年齢との差に相当する			その者の年齢との差に相当する
		年数1年につき <u>100分の3 (退職の</u>			年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じ
		日において定められているその			て得た額の合計額
		者に係る定年と退職の日におけ			
		るその者の年齢との差に相当す			
		る年数が1年である職員にあつ			
		ては,100分の2)を乗じて得た			
		額の合計額			

	改正劉	<u> </u>		現れ	Ţ
第5条の2第1項	退職日給料月額に,	退職日給料月額及び退職日給料	第5条の2第1項	退職日給料月額に,	退職日給料月額及び退職日給料
第2号		月額に退職の日において定めら	第2号		月額に退職の日において定めら
		れているその者に係る定年と退			れているその者に係る定年と退
		職の日におけるその者の年齢と			職の日におけるその者の年齢と
		の差に相当する年数1年につき <u>1</u>			の差に相当する年数1年につき <u>1</u>
		00分の3(退職の日において定め			00分の2を乗じて得た額の合計
		られているその者に係る定年と			額に,
		退職の日におけるその者の年齢			
		との差に相当する年数が1年で			
		ある職員にあつては, 100分の2)			
		を乗じて得た額の合計額に,			
第5条の2第1項	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に	第5条の2第1項	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に
第2号イ		係る減額日のうち最も遅い日の	第2号イ		係る減額日のうち最も遅い日の
		前日に現に退職した理由と同一			前日に現に退職した理由と同一
		の理由により退職したものと			の理由により退職したものと
		し、かつ、その者の同日までの			し、かつ、その者の同日までの
		勤続期間及び特定減額前給料月			勤続期間及び特定減額前給料月
		額を基礎として,前3条の規定に			額を基礎として、前3条の規定に
		より計算した場合の退職手当の			より計算した場合の退職手当の
		基本額に相当する額			基本額に相当する額
(退職の理由	の記録)				

第6条の4 任命権者は,第4条の2第1項第2号及び第5条第1項第5号に掲 げる者の退職の理由について、記録を作成しなければならない。

第7条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用について は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

第7条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用について は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

IJ	
4	
_	
7	

改正案		現行			
ぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		ぞれ同表の右棒	闌に掲げる字句に読み	替えるものとする。	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第4条から第5条まで	第6条の規定により読み替え	第7条	第4条から第5条まで	第6条の規定により読み替え
		て適用する第5条			て適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給		退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給
		料月額に退職の日において定			料月額に退職の日において定
		められているその者に係る定			められているその者に係る定
		年と退職の日におけるその者			年と退職の日におけるその者
		の年齢との差に相当する年数			の年齢との差に相当する年数
		1年につき <u>100分の3(退職の日</u>			1年につき <u>100分の2</u> を乗じて
		において定められているその			得た額の合計額
		者に係る定年と退職の日にお			
		けるその者の年齢との差に相			
		当する年数が1年である職員			
		にあつては,100分の2)を乗			
		じて得た額の合計額			
	これらの	第6条の規定により読み替え		これらの	第6条の規定により読み替え
		て適用する第5条の			て適用する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替え	第7条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替え
		て適用する第5条の2第1項の			て適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第6条の規定により読み替え		同項第2号イ	第6条の規定により読み替え
		て適用する同項第2号イ			て適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて		同項の	同条の規定により読み替えて
		適用する同項の			適用する同項の

Ų١	
4	
∞	

	改正案			現行	
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定	第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定
		減額前給料月額に退職の日に			減額前給料月額に退職の日に
		おいて定められているその者			おいて定められているその者
		に係る定年と退職の日におけ			に係る定年と退職の日におけ
		るその者の年齢との差に相当			るその者の年齢との差に相当
		する年数1年につき <u>100分の3</u>			する年数1年につき <u>100分の2</u>
		(退職の日において定められ			を乗じて得た額の合計額
		ているその者に係る定年と退			
		職の日におけるその者の年齢			
		との差に相当する年数が1年			
		である職員にあつては, 100分			
		の2)を乗じて得た額の合計額			
第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定	第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定
		減額前給料月額に退職の日に			減額前給料月額に退職の日に
		おいて定められているその者			おいて定められているその者
		に係る定年と退職の日におけ			に係る定年と退職の日におけ
		るその者の年齢との差に相当			るその者の年齢との差に相当
		する年数1年につき <u>100分の3</u>			する年数1年につき <u>100分の2</u>
		(退職の日において定められ			を乗じて得た額の合計額
		ているその者に係る定年と退			
		職の日におけるその者の年齢			
		との差に相当する年数が1年			
		である職員にあつては, 100分			
		の2)を乗じて得た額の合計額			
	第5条の2第1項第2号イ	第6条の規定により読み替え		第5条の2第1項第2号イ	第6条の規定により読み替え

改正案		現行	
	て適用する第5条の2第1項第2		て適用する第5条の2第1項第2
	号イ		号イ
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退
	職日給料月額に退職の日にお		職日給料月額に退職の日にお
	いて定められているその者に		いて定められているその者に
	係る定年と退職の日における		係る定年と退職の日における
	その者の年齢との差に相当す		その者の年齢との差に相当す
	る年数1年につき <u>100分の3(退</u>		る年数1年につき <u>100分の2</u> を
	職の日において定められてい		乗じて得た額の合計額
	るその者に係る定年と退職の		
	日におけるその者の年齢との		
	差に相当する年数が1年であ		
	る職員にあつては,100分の2)		
	を乗じて得た額の合計額		
当該割合	当該第6条の規定により読み	当該割合	当該第6条の規定により読み
	替えて適用する同号イに掲げ		替えて適用する同号イに掲げ
	る割合		る割合

(退職手当の調整額)

第7条の4 (省略)

2.3 (省略)

- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち<u>自己都合等退職者</u>以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額,同項第6

(退職手当の調整額)

第7条の4 (省略)

2·3 (省略)

- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち<u>自己都合退職者(第4条第2項に規定する傷病</u> 又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下 <u>この項において同じ。)</u>以外のものでその勤続期間が5年以上24

改正案

号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して 計算した額

- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち<u>自己都合等退職者</u>以外のものでその勤続期 間が0のもの 0
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
- 5 (省略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

- 第7条の6 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集で あつて、次に掲げるものを行うことができる。
 - (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15 年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - (2) 職制,定数又は組織の改廃を円滑に実施することを目的とし, 当該職制又は組織に属する職員を対象として行う募集
- 2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において「募集」 という。)を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる必要な 事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。) を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
 - (1) 前項各号の別

現 行

年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員 の区分にあつては当該各号に定める額,同項第6号に掲げる職員の 区分にあつては0として,同項の規定を適用して計算した額

- (2) 退職した者のうち<u>自己都合退職者</u>以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち<u>自己都合退職者</u>以外のものでその勤続期間 が0のもの 0
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
- 5 (省略)

改正案 現 行

- (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は 期間
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) <u>募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予</u> 定があるときは、その旨
- (7) 第9項の規定による応募(以下この条において「応募」という。) 又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第12項の規定による通知の予定時期
- (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- <u>5</u> 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直 ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の 対象となるべき職員に周知しなければならない。

- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数(以下この項において「応募上限数」という。)に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直 ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければなら ない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第16項 第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募 の取下げを行うことができる。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に <u>委ねられるものであつて、任命権者は職員に対し、これらを強制し</u> てはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応

募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条に おいて「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号の いずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人 数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をす る者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方 法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、 当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について 認定をしないことができる。

- (1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。) 又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の 応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に 照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をした ことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認 定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると 認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営 を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に 必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。

- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合 には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退 職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応 募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員(以下この項及び次項において「認定応募者」という。)が第16項第3号に規定する退職すべき期日(以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。)に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は 繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該 認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認 定は、その効力を失う。
 - (1) 第13条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - (2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき(前2号に掲げるときを除く。)。

71	7D /-
改正案	現行
(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及	
び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又	
は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。) 又は	
これに準ずる処分を受けたとき。	
(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。	
17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実	
施要項(第11項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法	
を含む。)及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。	
(勤続期間の計算)	(勤続期間の計算)
第8条 (省略)	第8条 (省略)
2~6 (省略)	2~6 (省略)
7 前項の規定は、 <u>第7条の5</u> 又は第11条の規定により退職手当の額を計	7 前項の規定は、前条又は第11条の規定により退職手当の額を計算す
算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。	る場合における勤続期間の計算については、適用しない。
8.9 (省略)	8.9 (省略)

芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

改正案	現行
(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)	(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)
第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した	第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した
者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(芦	者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(芦
屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年芦屋市条例第 11	屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年芦屋市条例第 11
号) 第19条の2に規定する教職調整額を含む。以下同じ。) の月額	号 <u>。第5条の3において「給与条例」という。</u>) 第19条の2に規定

改正案

(教職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又) は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定 した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退 職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分 して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(6) (省略)

年法律第152号) 第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の 障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2 項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第6条の7第11項に規 定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第12条 第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項 第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を 含む。以下この項及び第6条の5第4項において「自己都合等退職者」 という。) に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の 各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項 の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額と する。

$(1)\sim(3)$ (省略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本 額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げる ものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤 続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額

現 行

する教職調整額を含む。以下同じ。)の月額(教職員が休職、停職、 減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場 合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者 の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。) に、 その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を 乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(6) (省略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37 2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37 年法律第152号) 第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の 障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2 項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職し た者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基 本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規 定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める 割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) (省略)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本 額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(芦屋市職員 の定年等に関する条例(昭和 59 年芦屋市条例第 4 号。以下「定年条 例」という。) 第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第

改正案	現行
とする。	1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来によ
	り退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勧奨を受
	けて退職した者であつて芦屋市教育委員会(以下「教育委員会」と
	いう。)が市長と協議して定めるものに該当するものに限る。)に
	対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以
	下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号
	<u>に区分して、当該各号に掲げる</u> 割合を乗じて得た額の合計額とする。
(1) 芦屋市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年芦屋市条例第 4	(1) 1年以上10年以下の期間については,1年につき100分の125
号。以下「定年条例」という。) 第2条の規定により退職した者(定	
年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された	
期限の到来により退職した者を含む。)	
(2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難と	(2) 11 年以上 15 年以下の期間については, 1 年につき 100 分の
する理由により退職した者で芦屋市教育委員会(以下「教育委員会」	<u>137. 5</u>
という。)が市長と協議して定めるものに該当するもの	
(3) 第6条の7第11項に規定する認定(同条第1項第1号に係る	(3) 16年以上24年以下の期間については,1年につき100分の200
ものに限る。) を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき	
期日に退職した者	
2 (省略)	2 (省略)
3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次	
<u>のとおりとする。</u>	
(1) 1年以上 10年以下の期間については、1年につき 100分の 125	
(2) 11 年以上 15 年以下の期間については, 1 年につき 100 分の	
<u>137. 5</u>	
(3) 16年以上24年以下の期間については,1年につき100分の200	

改正案 現 行

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額 に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて 得た額の合計額とする。

- (1) <u>25年以上勤続し</u>,定年条例第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) <u>第6条の7第11項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u>
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で教育委員会が市長と協議して定めるものに該当するもの
- (6) 25年以上勤続し、第6条の7第11項に規定する認定(同条第1項

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、教育委員会が市長と協議して定めるものに該当するもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(定年条例第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて教育委員会が市長と協議して定めるものに該当するものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

		T		
改正案		現行	ř <u> </u>	
第1号に係るものに限る。)を受り				
退職すべき期日に退職した者				
2 (省略)		2 (省略)		
3 第1項に規定する勤続期間の区分別	なび当該区分に応じた割合は, 次			
<u>のとおりとする。</u>				
<u>(1)</u> 1年以上10年以下の期間につい	ては,1年につき100分の150			
(2) 11年以上25年以下の期間につV	rては,1年につき100分の165			
(3) 26年以上34年以下の期間につい	っては,1年につき100分の180			
<u>(4)</u> 35年以上の期間については,19	年につき100分の105			
(定年前早期退職者に対する退職手	当の基本額に係る特例)	(定年前早期)	退職者に対する退職手	当の基本額に係る特例)
第5条の3 第4条第1項第3号及び	第5条第1項(第1号を除く。)	第5条の3 <u>第5条第1項</u> に規定する者のうち,定年に <u>達する日前</u> ま		
に規定する者のうち, 定年に <u>達する</u>	<u>日から6月前</u> までに退職した者	でに退職した者であつて、その勤続期間が <u>25 年</u> 以上であり、かつ、		
であつて,その勤続期間が <u>20 年</u> 以上	であり、かつ、その年齢が退職	その年齢が退り	識の日において定めら	れているその者に係る定年から
の日において定められているその者	に係る定年から <u>15 年</u> を減じた	<u>10 年</u> を減じた	年齢以上であるものに	こ対する <u>同項</u> 及び前条第1項の規
年齢以上であるものに対する <u>第4条</u>	<u>第1項,第5条第1項</u> 及び前条	定の適用につい	いては, 次の表の左欄	『に掲げる規定中同表の中欄に掲
第1項の規定の適用については、次	の表の左欄に掲げる規定中同表	げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものと		
の中欄に掲げる字句は, それぞれ同	表の右欄に掲げる字句に読み替	する。		
えるものとする。				
読み替える規定 読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料	第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料
第5条第1項	月額に退職の日において定めら			月額に退職の日において定めら
	れているその者に係る定年と退			れているその者に係る定年と退
	職の日におけるその者の年齢と			職の日におけるその者の年齢と
	の差に相当する年数1年につき <u>1</u>			の差に相当する年数1年につき <u>1</u>

$^{\circ}$
Ā
T
' I
Ń
$\overline{}$

	改正案		現行		
		00分の3(退職の日において定め			00分の2を乗じて得た額の合計
		られているその者に係る定年と			額
		退職の日におけるその者の年齢			
		との差に相当する年数が1年で			
		ある教職員にあつては, 100分の			
		2) を乗じて得た額の合計額			
第5条の2第1項	及び特定減額前給料月	並びに特定減額前給料月額及び	第5条の2第1項	及び特定減額前給料	並びに特定減額前給料月額及び
第1号	額	特定減額前給料月額に退職の日	第1号	月額	特定減額前給料月額に退職の日
		において定められているその者			において定められているその者
		に係る定年と退職の日における			に係る定年と退職の日における
		その者の年齢との差に相当する			その者の年齢との差に相当する
		年数1年につき <u>100分の3 (退職の</u>			年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じ
		日において定められているその			て得た額の合計額
		者に係る定年と退職の日におけ			
		るその者の年齢との差に相当す			
		る年数が1年である教職員にあ			
		<u>つては,100分の2)</u> を乗じて得			
		た額の合計額			
第5条の2第1項	退職日給料月額に,	退職日給料月額及び退職日給料	第5条の2第1項	退職日給料月額に,	退職日給料月額及び退職日給料
第2号		月額に退職の日において定めら	第2号		月額に退職の日において定めら
		れているその者に係る定年と退			れているその者に係る定年と退
		職の日におけるその者の年齢と			職の日におけるその者の年齢と
		の差に相当する年数1年につき <u>1</u>			の差に相当する年数1年につき <u>1</u>
		00分の3(退職の日において定め			00分の2を乗じて得た額の合計
		られているその者に係る定年と			額に,

	改正案		現行		Ī
		退職の日におけるその者の年齢			
		との差に相当する年数が1年で			
		ある教職員にあつては, 100分の			
		2) を乗じて得た額の合計額に,			
第5条の2第1項	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に	第5条の2第1項	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に
第2号イ		係る減額日のうち最も遅い日の	第2号イ		係る減額日のうち最も遅い日の
		前日に現に退職した理由と同一			前日に現に退職した理由と同一
		の理由により退職したものと			の理由により退職したものと
		し、かつ、その者の同日までの			し、かつ、その者の同日までの
		勤続期間及び特定減額前給料月			勤続期間及び特定減額前給料月
		額を基礎として,前3条の規定に			額を基礎として、前3条の規定に
		より計算した場合の退職手当の			より計算した場合の退職手当の
		基本額に相当する額			基本額に相当する額

(退職の理由の記録)

第5条の5 教育委員会は,第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号に掲 がる者の退職の理由について,記録を作成しなければならない。

第6条の4 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替え
		て適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料
		月額に退職の日において定めら
		れているその者に係る定年と退

第6条の4 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替え
		て適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料
		月額に退職の日において定めら
		れているその者に係る定年と退

改正案		現行			
		職の日におけるその者の年齢と			職の日におけるその者の年齢と
		の差に相当する年数1年につき <u>1</u>			の差に相当する年数1年につき1
		00分の3(退職の日において定め			00分の2を乗じて得た額の合計
		られているその者に係る定年と			額
		退職の日におけるその者の年齢			
		との差に相当する年数が1年で			
		ある教職員にあつては,100分の			
		2) を乗じて得た額の合計額			
	これらの	第5条の3の規定により読み替え		これらの	第5条の3の規定により読み替え
		て適用する第5条の			て適用する第5条の
第6条の3	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替え	第6条の3	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替え
		て適用する第5条の2第1項の			て適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替え		同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替え
		て適用する同項第2号イ			て適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適		同項の	同条の規定により読み替えて適
		用する同項の			用する同項の
第6条の3第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減	第6条の3第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減
		額前給料月額に退職の日におい			額前給料月額に退職の日におい
		て定められているその者に係る			て定められているその者に係る
		定年と退職の日におけるその者			定年と退職の日におけるその者
		の年齢との差に相当する年数1			の年齢との差に相当する年数1
		年につき <u>100分の3(退職の日に</u>			年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た
		おいて定められているその者に			額の合計額
		係る定年と退職の日におけるそ			
		の者の年齢との差に相当する年			

	改正案			現行		
		数が1年である教職員にあつて は,100分の2)を乗じて得た額 の合計額				
第6条の3第2号		特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	第6条の3第2号		特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替え て適用する第5条の2第1項第2号 イ		第5条の2第1項第2号 イ	第5条の3の規定により読み替え て適用する第5条の2第1項第2号 イ	
		並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係			並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額	

改正案		現行		Ī
	る定年と退職の日におけるその			
	者の年齢との差に相当する年数			
	が1年である教職員にあつては,			
	<u>100分の2)</u> を乗じて得た額の合			
	計額			
当該割合	当該第5条の3の規定により読み		当該割合	当該第5条の3の規定により読み
	替えて適用する同号イに掲げる			替えて適用する同号イに掲げる
	割合			割合

(退職手当の調整額)

第6条の5 (省略)

2.3 (省略)

- かかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期 間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7 号に掲げる教職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6 号に掲げる教職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用し て計算した額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期 間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分 の1に相当する額
 - (3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期 間が0のもの 0
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの

(退職手当の調整額)

第6条の5 (省略)

2.3 (省略)

- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定に 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定に かかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病 又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下 この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上24年 以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる教職員 の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる教職員 の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額
 - (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間 が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1 に相当する額
 - (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間 が0のもの 0
 - (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの

改正案現 行第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額(5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 05 (省略)5 (省略)

第6条の7 教育委員会は、定年前に退職する意思を有する教職員の募 集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(定年前に退職する意思を有する教職員の募集等)

(1) 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から 15年を減じた年齢以上の年齢である教職員を対象として行う募集

- (2) 職制,定数又は組織の改廃を円滑に実施することを目的とし, 当該職制又は組織に属する教職員を対象として行う募集
- 2 教育委員会は、前項の規定による募集(以下この条において「募集」という。)を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。
 - (1) <u>前項各号の別</u>
 - (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は 期間
 - (3) 募集する人数
 - (4) 募集の期間
 - (5) 募集の対象となるべき教職員の範囲
 - (6) <u>募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予</u> 定があるときは、その旨
 - (7) 第9項の規定による応募(以下この条において「応募」という。)

改正案 現 行

又は応募の取下げに係る手続

- (8) 第12項の規定による通知の予定時期
- (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするとき は、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- 3 教育委員会は、募集実施要項に前項第5号に掲げる教職員を記載す るときは、当該教職員の範囲に含まれる教職員の数が募集をする人 数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、 第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 教育委員会は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その 開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 教育委員会は、募集の目的を達成するため必要があると認めるとき は、募集の期間を延長することができる。
- 6 教育委員会は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、 直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集 の対象となるべき教職員に周知しなければならない。
- 7 教育委員会が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来 するまでに応募をした教職員の数が募集をする人数以上の一定数 (以下この項において「応募上限数」という。) に達した時点で募 集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場 合には、応募をした教職員の数が応募上限数に達した時点で募集の 期間は満了するものとする。
- 8 教育委員会は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、 直ちにその旨を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければ

改正案 現 行

ならない。

- 9 次に掲げる者以外の教職員は、募集の期間中いつでも応募し、第16 項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応 募の取下げを行うことができる。
 - (1) <u>臨時的に任用される教職員その他の法律により任期を定めて</u> 任用される者
 - (2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは教職員の自発的な意思 に委ねられるものであつて、教育委員会は教職員に対し、これらを 強制してはならない。
- 11 教育委員会は、応募をした教職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている教職員である旨の認定(以下この条において「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、教育委員会は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- (1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒 処分(第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管 理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。) 又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営 を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に 必要であると認める場合
- 12 教育委員会は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 教育委員会が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から 退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した 応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 教育委員会は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受け た教職員(以下この項及び次項において「認定応募者」という。) が第16項第3号に規定する退職すべき期日(以下この項及び次項にお いて「退職すべき期日」という。)に退職することにより公務の能

率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

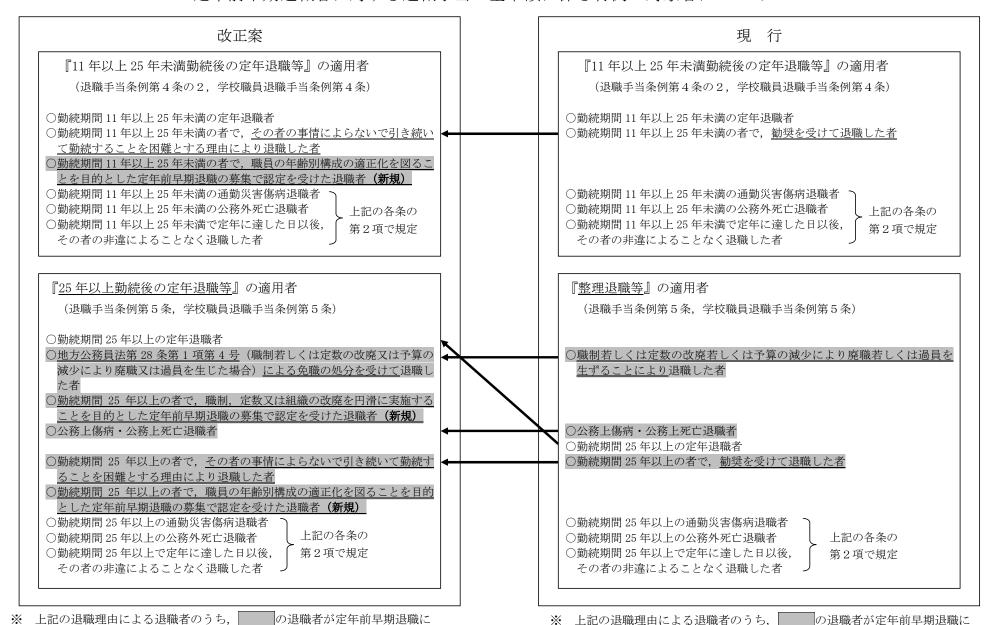
- 15 教育委員会は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又 は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当 該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認 定は、その効力を失う。
 - (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - (2) 第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき(前2号に掲げるときを除く。)。
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及 び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又 は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)又は これに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。
- 17 教育委員会は、この条の規定による募集及び認定について、募集 実施要項(第11項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方 法を含む。)及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならな

Ω
4
ch.
$\tilde{\circ}$

改正案	現行
<u>V</u>	
(勤続期間の計算)	(勤続期間の計算)
第7条 (省略)	第7条 (省略)
2~7 (省略)	2~7 (省略)
8 前2項の規定は、 <u>第6条の6</u> 又は第10条の規定により退職手当の額を	8 前2項の規定は、 <u>前条</u> 又は第10条の規定により退職手当の額を計算
計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。	する場合における勤続期間の計算については適用しない。
9 (省略)	9 (省略)

対する退職手当の基本額に係る特例の対象者となる。

定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の対象者について



対する退職手当の基本額に係る特例の対象者となる。